

議案第 57 号

東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 20 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年板橋区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長」を加え、同項第 5 号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第 5 項ただし書中「補助者」を「補助員」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。